

[刑 法]

以下の事例に基づき、甲の罪責について論じなさい（建造物侵入罪を除く）。

1 甲（男性、28歳）は、22歳で大学を卒業した後、売れっ子お笑い芸人になって余裕のある生活をしたいとの思いから、芸能事務所に所属して活動してきたが、なかなか芽が出なかった。それでも経済的に余裕のある生活をしたかったことから、甲は、借金をしては高級腕時計や海外旅行、高級レストランでの食事に充て、その画像をSNSにアップしていた。借金の総額は、令和7年4月時点で700万円に達していた。

2 令和6年11月25日、甲は、街コンで知り合った大学生のV（女性、20歳）と交際を始めた。甲は、Vに対し、自らを実業家と称し、同年12月から、Vが一人暮らしするアパートの家賃を立て替えていた。

令和7年4月上旬、Vは、甲に対し、仕事の内容を詳しく尋ねるようになった。その度に甲は、「まだ大学生のVに仕事の内容を理解させるのは難しい」などと言って適当に対応していたが、嘘に嘘を重ねなければならないVとの生活に疲れを感じるようになり、Vを殺して関係を清算しようと考えようになった。

3 甲は、①VのアパートでVを刺殺し②その遺体を人気のない山中まで運んで燃やす計画を立て、自宅の近所にあるホームセンターで包丁（牛刀、刃体21センチメートル、鉄製。以下「本件包丁」という。）を購入し、「包丁 人体 急所」等の検索ワードでインターネットを検索して具体的な殺害方法を練った。そして令和7年4月26日午後8時頃、Vの自宅において、甲は、実家に帰るためポストンバッグに荷造りをしていたVの背後から近づき、その首に本件包丁を突き刺した。突然の事態に驚いたVは、後ろを振り向いて甲の腕をつかんで抵抗したが、首から血を流してリビングの床に倒れ込み、動かなくなった。甲は、Vが死亡したものだと思ったが、実際には、Vは失血性ショックのため一時的に意識を失ったにすぎず、死んではいなかった。

4 甲は、Vのズボンの膨らんだポケットが目に留まり、財布と携帯電話機を抜き取った。そして、甲は、財布の中から現金2万円を取り出して、自分のズボンの左前ポケットにしまった。さらに、犯行の発覚を遅らせるために、甲は、携帯電話機の電源を落としてから自分のズボンの左後ろポケットにしまった。

5 甲は、Vを布団にくるんで車のトランクに積み込み、約20分かけてVのアパートから約5キロメートルの距離にある人気のない山中まで運ぶと、Vを布団にくるんだまま駐車場（車8台分ある駐車スペースのうち3台に車が停めてあり、

砂利が敷き詰められている。最寄りの人家までは約2キロメートルの距離がある。)で降ろしてからライターで火を付けた。甲は、火が燃え上がり、火柱が1メートルほどの高さになったのを見届けてから、車で駐車場を後にし、甲の自宅に帰る道中でVの携帯電話機を捨てた。火は風にあおられて、同駐車場に止めてあった車1台に達し、その外装を黒くすすけさせ、ウインドウを変形させ、タイヤを溶かしてパンクさせた。Vは、煙を吸い込んだことによって窒息死した。

なお、Vが窒息死した時期は、首からの失血によりVが死亡すべき時期よりも幾分早かった。



表

答案練習会

試験科目	受験番号	フリガナ	
刑法 I		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 2025.4.27実施 刑法I
 講師：水野直 先生 sha98fuki@yahoo.co.jp

刑法 I

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

刑法 I

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法的答案用紙です。

行政法的答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

2025.4.27実施 刑法I

講師：水野直 先生 sha98fuki@yahoo.co.jp

刑法 I

刑法 I

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

予備試験答案練習会(刑法Ⅰ)採点基準表

受講者番号	
-------	--

	小計	配点	得点
甲の罪責	(40)		
1 Vへの殺人罪(199条)			
(1) 殺人罪の「実行に着手」(43条本文)		3	
(2) Vが窒息死したこと		1	
(3) 甲の犯行計画と現実とのズレ ア 因果関係の判断基準とその当てはめ イ 因果関係の錯誤		8	
2 Vへの過失致死罪(210条)			
「過失によって人を死亡させた」		2	
3 死体損壊罪(190条)の成否			
(1) 「過失によって人を死亡させた」 (2) 抽象的事実の錯誤(38条2項)		2	
4 V所有の2万円の窃盗罪(235条)			
(1) 「他人の財物」「窃取」		2	
(2) 故意・不法領得の意思		2	
5 V所有の携帯電話機に対する罪			
(1) 窃盗罪の成否 ア 「他人の財物」、「窃取」、故意 イ 不法領得の意思(犯行発覚を遅らせる目的)		5	
(2) 器物損壊罪(261条)の成否 ア 「他人の物」「毀損」 イ 抽象的事実の錯誤(38条2項)		5	
6 建造物等以外放火罪(110条1項)			
(1) 「前2条に規定する物以外の物」「放火」「焼損」		2	
(2) 「公共の危険」 ア 内容 イ 認識の要否		5	
7 罪数			
罪数処理		3	
裁量点	(10)	10	
合計	(50)	50	0

2025年4月27日

担当：水野直

一 Vの首に本件包丁を突き刺して死亡させた甲の行為につき、殺人罪（刑法（以下略す）199条）が成立する。

1 殺人罪の「実行に着手」（43条本文）とは、人を死亡させる現実的危険性のある行為を開始することをいう。本件包丁は、刃体が21センチメートルある鉄製の硬い牛刀で、刺突力・殺傷力が高い。これをVの首という身体の枢要部に突き刺した甲の行為は、Vという「人」を死亡させる現実的危険性のある行為を開始したといえる。したがって、甲は、殺人罪の「実行に着手」したといえる。

2 甲がVという「人を殺した」といえるためには、甲の刺突行為とVの窒息死との間に因果関係が必要となる。甲の放火行為が介在した本件で、因果関係が認められるかが問題となる。

因果関係は、実行行為の有する結果発生危険性が結果へと現実化したといえる場合に肯定されると考える。

甲の刺突行為は、それだけでVを失血死させかねない危険な行為である。首から出血して意識不明に陥ったVは一見死体と変わらず、Vが死亡したと甲が誤信するのも無理はない。Vを布団にくるんで燃やす甲の行為は、証拠隠滅の方法として不自然とはいえない。V宅と駐車場は、距離5キロメートル、車で20分と時間的場所的に近接しており、犯行計画に基づき刺突行為と放火行為が間断なく行われていたことに照らせば、放火行為の異常性は小さい。Vは窒息死しているが、意識不明で身動きが取れず、煙を吸い込まざるを得なかったのであるから、当該死亡は甲の刺突行為に誘発されたもの

といえる。Vが窒息死した時期は、首からの出血によりVが死亡すべき時期よりも幾分早かったに止まることも併せると、Vの死亡に対する甲の放火行為の寄与度は限定的といえる。そうすると、刺突行為にはVを窒息死させる危険が内包されており、これがVの窒息死へと現実化したといえるところ、因果関係が認められる。

3 甲はVを殺して関係を清算しようと考えて本件行為に及んでいるところ、故意も認められる。

甲はVを刺殺する認識の下、現実には窒息死させているものの、この点は故意を阻却しない。なぜなら、因果関係はその存在が構成要件要素であるところ、現実の具体的因果経過を認識していない甲にも因果関係の存在の認識自体はあるといえるからである。

二 意識不明のVを燃やした甲の行為は、死体損壊罪（190条）の構成要件に該当しない。甲は死体損壊罪の認識の下、「重い罪に当たるべき行為」（38条2項）である殺人罪を行っている。殺人罪と死体損壊罪は、人の生命と人の宗教感情を保護法益とする点でそれぞれ異なり、構成要件の重なり合いが認められないからである。

注意を払えばVが生存していたことに気付けたのにこれを怠って窒息死させた甲の本件行為は「過失により人を死亡させた」ものとして過失致死罪が成立する（210条）。

三 1 犯行の発覚を遅らせるためにVの携帯電話機をVのズボンから取り出して甲のポケットに入れた甲の行為は、窃盗罪の客観的構成要件を満たす。「他人の財物」とは他人が所有する財物をいうと

ころ、V所有の携帯電話機はこれを満たす。「窃取」とは、財物に対する他人の占有をその意思に反して自己の下に移転することをいうところ、甲はVの推定的意思に反してその推定的意思に反して自己のポケットに入れているからこれを満たす。

2 不法領得の意思の内容をなす利用処分意思は、財物の経済的用法に従い利用処分する意思をいい、毀棄罪と区別する趣旨からは、財物自体から生じる何らかの効用を享受する意思で足りると考える。

犯行発覚を遅らせる目的は、V所有の携帯電話機の電源を落として廃棄することから生じる間接的効用を受ける目的に過ぎず、毀棄目的に含まれるといえる。したがって、甲に不法領得の意思が認められない本件行為につき窃盗罪は成立しない。

3 同行為につき、Vの携帯電話機という「他人の物」の効用を害することで「損壊」したものとして、器物損壊罪（261条）が成立する。行為態様から窃盗罪の認識認容が認められる甲には、実現した器物損壊罪の故意も認められる。なぜなら、両罪は、行為態様が財物の占有移転、保護法益が他人の所有権である点で、器物損壊罪の限度で構成要件の重なり合いが認められるからである。

四 Vのポケットから財布を抜き取り、「他人の財物」である2万円を取り出して甲のズボンのポケットに入れて「窃取」した甲の行為につき、窃盗罪が成立する。本罪の故意及び不法領得の意思は、甲の行為態様及びこれらを否定すべき事情がないことから認められる。

五 Vをくるんだ布団にライターで火を付けて燃やした甲の行為に

つき、建造物等以外放火罪（110条1項）が成立する。

1 甲は、「前2条に規定する物以外の物」である布団にライターで火を付けて「放火」して燃え上がらせ、これを「焼損」している。

2 公共危険犯としての本罪の性格に照らせば、「公共の危険」は、不特定又は多数者の生命・財産等への危険を含むものと解される。

燃え上がった火柱は、駐車場に停めてある車に達し、その外装を黒くすすけさせ、ウインドウを変形させ、タイヤを溶かしてパンクさせている。これは、駐車場に停めてある車という不特定者の財産を毀損したことで「公共の危険を生じさせた」といえる。

3 行為態様及び故意を否定すべき事情がないことから、甲には本罪の故意が認められる。なお、「よって」との文言上、本要件は加重結果に過ぎず、その認識は不要と解される。

六 罪数

甲には、①Vへの殺人罪②Vへの過失致死罪③V所有の2万円の窃盗罪④V所有の携帯電話機への器物損壊罪⑤V所有の布団に対する建造物等以外放火罪が成立する。②は同一客体に対する罪として①に吸収されて一罪となり、③と④は同一機会に同一被害者に行われたものとして包括一罪となり、⑤と併せて「確定裁判を経ない二個以上の罪」として併合罪となる（45条前段）。

以上

一 Vの首に本件包丁を突き刺して死亡させた甲の行為

1 犯行計画

①VのアパートでVを包丁で刺殺し（第1行為）②その遺体を人気のない山中まで運んで燃やす（第2行為）

計画どおりに犯罪が実行されれば、甲には殺人罪と死体遺棄罪（さらに建造物等以外放火罪）が成立する。

2 現実の因果経過

①Vは首を包丁で突き刺されたことで出血性ショック（意識不明）になり

②生きたまま布団にくるまれて火を付けられ、煙を吸い込んで窒息死

第1行為と第2行為を分けると、①は殺人未遂罪、②は過失致死罪となる。

3 いわゆる遅すぎた構成要件の実現の問題意識

行為者は、殺意をもって、殺人の実行行為を行い、被害者を死亡させており、全体として犯意を遂げているのに、被害者の死亡時期が犯行計画よりも後にずれただけで刑が軽くなるのは、犯罪の実態にそぐわず不当である。

(1) 検討手順

客観面で因果関係の存否を検討してから、主観面で因果関係の錯誤を検討する。

(2) 認識の要否

因果関係は、故意の対象である構成要件要素である以上、その認識は必要と解される。

(3) 認識の対象

故意の対象となる因果関係は、その存在自体である¹（具体的因果経過の違いは、構成要件的に重要な事実ではない）。具体的因果経過の点で行為者の認識と結果とが食い違っていたとしても、因果関係の存在自体を認識している点で異ならないから、故意を阻却しない²。

二 Vを布団にくるんで火を放ち、煙を吸い込ませて窒息死させた甲の行為につ

¹ 橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』[2020] 177頁～。

² この見解は、主観と客観とのズレが（同一）構成要件の範囲内で一致する具体的事実の錯誤は故意を阻却しないと解する法定的符合説（抽象的法定符合説）とも整合的といえる。法定的符合説は、行為者がAを殺すつもりで誤って横にいたBを殺したという具体的事実の錯誤（方法の錯誤）において、AもBも行為の対象が人であるという殺人罪の構成要件要素を満たす点で同一であるところ、故意を阻却しないと解する。これを因果関係に置き換えると、行為者がCという因果経過で人を殺すつもりで、誤ってDという因果経過で人を殺した場合、CもDも因果関係の存在という構成要件要素を満たす点で同一であるところ、故意を阻却しないと解することになる。

き、過失致死罪（210条）が成立する。

三 Vのポケットから財布を抜き取り2万円を取り出して甲のズボンのポケットに入れた甲の行為につき、窃盗罪（235条）の成否

「他人の財物」「窃取」の解釈を示して事実を端的に当てはめた上で、故意、不法領得の意思が認められることを端的に指摘する³。

四 犯行の発覚を遅らせるためにVの携帯電話機をVのズボンから取り出して甲のポケットに入れた甲の行為につき、窃盗罪の成否

1 構成要件該当性

「他人の財物を窃取した」の要件に事実を端的に当てはめる。

2 不法領得の意思

犯行の発覚を遅らせるために本件行為に及んだ甲に、不法領得の意思があるといえるか。

(1) 不法領得の意思の内容・意義

領得罪の成立に必要な主観的構成要件要素であり、他人の財物の占有者が①権利者を排除し、他人の物を自己の物と同様に（権利者排除意思）②その経済的用法に従い利用処分する意思（利用処分意思）をいう（判例⁴）。

①：一時利用目的の財物の占有移転行為を窃盗罪から排除する趣旨

②：占有移転行為を伴う毀棄隠匿を窃盗罪から排除する趣旨

特に②の趣旨を踏まえれば、厳密な意味での当該財物の経済的用法に従う必要はなく、財物自体から生じる何らかの効用を享受する意思で足りると解される（ex. 下着泥棒）。

³刑法各論では、条文の文言と規範定立、これに対する当てはめを淡々と行っていくことが高得点の秘訣である。以下、住居侵入罪を端的に認定する際の記述を比べてみる。

A 「甲はV宅という『他人の住居』にVに無断で立ち入って『侵入した』といえる」

B 「『他人の住居』とは、他人の起臥寝食に使用されている住宅をいうところ、V宅はVの起臥寝食に使用されている住宅であるからこれに当たる。また、「侵入」とは、住居権者の意思に反する立入りをいうところ、Vに無断でV宅に立ち入った甲の行為はこれに当たる」

AよりもBの方が、法解釈が示されている分だけ評価が高い。前者は、法律を全く知らない人でも、刑法130条前段を示されれば書けるのに対し、後者は同条を示されたとしても書けない表現だからである。ただ、Bは基本形であり、紙幅や時間に余裕がない場合、あるいは要件の充足に争いがないと思われる場合には、Aのような簡潔な形で論述を済ませる場合もある。

⁴ 最判昭和26・7・13 刑集5-8-1437

(2) 本問での問題点

- ・ 犯行の発覚を遅らせる目的は、Vの携帯電話機の経済的用法に従い利用処分する意思、ひいてはVの携帯電話機から生じる何らかの効用を享受する意思といえるか。
- ・ 被害者の携帯電話の電源を落とすことで、これに内臓されているGPS機能、通話機能、メール機能等が害される。これにより、行為者は、犯行の発覚の遅れという利益を間接的に受ける。
- ・ 被害者所有の携帯電話機の廃棄に伴い行為者が間接的に受ける利益は、財物自体から生じる何らかの効用に含まれるか (ex. 憂さ晴らし)。

五 Vをくるんだ布団にライターで火を付けて燃やした甲の行為につき、建造物等以外放火罪（110条1項）の成否

- 1 「前二条以外の物」と「放火して……焼損し」は端的に記述する。
- 2 「よって公共の危険を生じさせた」

(1) 要件解釈

「公共の危険」との文言は抽象的であり、その内容が文言上は明らかでない。そこで、その内容を解釈によって明らかにする必要がある。

本条にいう「公共の危険」は、必ずしも刑法108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険の身に限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は建造物等以外の財産に対する危険も含まれる⁵。

- (2) 認識の要否：不要（判例⁶）。故意があることと併せて端的に書く。

【参考文献】

大塚裕史ほか『基本刑法Ⅱ総論 [第3版]』〔2020〕

大塚裕史ほか『基本刑法Ⅱ各論 [第3版]』〔2023〕

橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』〔2020〕

橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』〔2022〕

前田雅英ほか『条解刑法 [第4版補訂版]』〔2023〕

⁵ 最決平成15年4月14日刑集57-4-445（108条、109条に規定する物件に延焼する危険に限定していた判例〔大判明44年4月24日刑録17-655〕を変更）

⁶ 最決昭和60年3月28日刑集39-2-75

最優秀答案

回答者 K・Yさん

第1 殺人罪(刑法(以下略)199条)及び過失致死罪(210条)について

甲はVを刺殺するつもりで包丁を突き刺し(以下第1行為とする)、Vが死亡したもの
と思い、放火した(以下第2行為とする)が、Vは第2行為により発生した煙を吸い込
んで死亡している。これについて故意の内容が異なるため、2個の行為と捉え、それ
ぞれについて犯罪の成否を検討する。

1 第1行為に対して殺人罪が成立するか。

(1)第1行為はVの首に包丁を突き刺すもので、包丁という殺傷能力のある武器を体
の枢要部である首に突き刺していることから人の死を発生させる現実的危険性を有す
るものであり、殺人罪の実行行為が認められる。

(2)因果関係は行為の危険性が結果へと現実化した場合に認められ、介在事情の異常性
と結果への寄与度を考慮する。

第2行為がVの窒息死の直接の原因となっているが、第1行為と第2行為が犯罪計画
であり、また、人を殺した後に犯行が発覚するのを避けるため、燃やすことはありう

ることであるから、第1行為が第2行為をもたらす危険性を有している。Vが窒息死した時期は、首からの失血によりVが死亡すべき時期よりも幾分早くなっているが、第1行為と第2行為はどちらも犯行計画の一部であり関連するもので、第1行為が発端となっていることから、第2行為に関する事情は、死期を早めたものにすぎず結果への寄与度は低い。

これらのことから、第1行為の危険性が結果へと現実化したといえ、因果関係が認められる。

(3)甲は第1行為で死亡させるつもりであったが、実際には第2行為でVが死亡しているため、因果関係の錯誤があり、故意(38条1項)が阻却されるかが問題となる。

この点、認識していた因果経過と実際に生じた因果経過がともに同一構成要件の範囲内で一致すれば規範に直面していたといえるため、故意は阻却されないと解する。

本件では、認識していた因果経過と実際に生じた因果経過がともに殺人罪で一致するため、故意は阻却されない。

(4)したがって、第1行為に殺人罪が成立する。

2 第2行為に対して過失致死罪が成立するか。

(1)甲は第1行為の後にVが動かなくなったため、Vが死亡したものと思っているが、

脈を確認するなどの措置をとるべきであり、このような行為を行わなかった甲には注意義務違反があり、過失が認められる。

(2)第2行為がVの窒息死をもたらしており、因果関係が認められる。

(3)したがって、第2行為に過失致死罪が成立する。

第2 窃盗罪(235条)について

1 甲はVの所有する財布と携帯電話機を抜き取ってポケットにしまっているため、「他人の財物を窃取しており」、窃盗罪の客観的構成要件に該当する。

2 もっともXはVが死亡したものと思っており、死者に占有が認められないことから、窃盗罪の故意が認められるのかが問題となる。この点、死者に占有は認められないが、殺人犯人との関係においては刑法的保護に値し、占有を侵害したと認めるべきであることから、窃盗罪が成立するため、故意は阻却されない。

甲はVを殺そうと思っていた者であり、その甲が財布と携帯電話機を抜き取っているため、故意が認められる。

3(1)使用窃盗や毀棄・隠匿罪との区別のため不法改得の意思が必要となり、不法改得の意思とは権利者排除意思および利用処分意思をいう。

(2)甲は財布の中から現金2万円を取り出して自分のズボンのポケットにしまっているが、Vのポケットから他人である甲が財布を取り出すことはVが許容するものではなく、権利者排除意思が認められる。また、財布の中から現金2万円を取り出して、自分のポケットにしまっており、お金を得ようとしているため利用処分意思が認められる。

(3)甲は携帯電話についても抜き取っているが、携帯電話は個人情報などがデータとして残っているもので他人のVが使用することは許容されるものではないため、権利者排除意思が認められる。もっとも携帯電話は捨てており、これは犯行の発覚を遅らせるためであるが、犯行の発覚を遅らせることは財物である携帯電話から生じる効用ではないため利用処分意思は認められない。

4 以上から、財布については窃盗罪が成立するが、携帯電話については成立しない。

第3 建造物等以外放火罪(10条)について

1 甲は布団を燃やしており、「前2条の建造物以外の物」を燃やしている。

2 ライターで火を付けて火が燃え上がり、火柱が1メートルほどの高さになっているため、「放火」および火が媒介物を離れて目的物が独立して燃焼を継続する状態に達したことを意味する「焼損」も認められる。

3(1)放火罪の保護法益は不特定又は多数人の生命・身体・財産であることから、「公共の危険」は108条、109条1項の建造物に限られず、不特定又は多数人の生命・身体・建造物等以外の財産に対する危険も含まれる。

(2)火を付けた近くには車が存在しており、火は建造物以外の財産である車に達して外装に変化を加えさせていることから、「公共の危険を生じさせた」といえる。

4 110条1項の「よって」という文言から「公共の危険」の認識は不要である。

5 以上から、建造物等以外放火罪が成立する。

第4 甲の罪について

甲には、殺人罪、過失致死罪、窃盗罪、建造物以外放火罪が成立し、併合罪(45条前段)となる。

以上

表

試験科目
刑法 I

最優秀答案 K・Yさん

第1 殺人罪(刑法(以下略)199条) Aに過失致死罪(210条)について

甲はVを刺殺するつもりで包丁を突き刺し(以下第1行為と称)、Vが死したか
と思ひ、^{V所有の布団に} ~~車を放火した~~ (以下第2行為と称)が、Vは第2行為により死
した煙を吸い込んで死している。これはついで致害の内容に異なるため、2個
の行為と捉え、それぞれついで犯罪の成否を検討する。

(1) 第1行為に対して殺人罪が成立する。

(1) 第1行為はVの首に包丁を突き刺すこと、包丁という殺傷力のある武器
を身体の要害部である首に突き刺していることから人の死を発生させる現実的危険
性を有するものであり、殺人罪の实行行為と認めらる。

(2) 因果関係は行為の危険性が結果へと現実化した場合に認められ、介在事情の異常
性と結果への寄与度を考える。

第1行為と第2行為は犯行の画であり、
第2行為はVの窒息死の直接の原因となっており、人を殺した後に犯行が
発生するのと同じく過剰な^{死体を} 原因とするとはあり得ることであるが、第1

行為は^{介在事情の異常性は低い} 第2行為と比べると危険性を有している。Vが窒息死した時期は、首への
失血によりVが死すべき時期よりも幾分早くなっているが、第1行為と第2行為は
~~犯行の画~~ どちらも犯行の画の一部であり、生きているが、第1行為が死端とな
っていることから、第2行為に関する事情は死期を早めず結果への寄与度

は低い。
第2行為によるVの窒息死は、直接の死因を形成している点で結果への寄与度は認められるものの、失血によりVが死
亡すべき時期よりも幾分早めたにすぎず、結果への寄与度は大きいとはいえない。第1行為には、Vを窒息死させる危
険性が含まれていたといえることから、第1行為の有するVを窒息死させる危険性がVの窒息死へと現実化したといえ
る。

これらのことから、第1行為~~の危険性~~の危険性が結果へと現実化したといひ、因果関係が
認めらる。

(3) 甲は第1行為で死させるつもりであったが、死線は第2行為でVが死したため、
因果関係の途切れがあり、致害(38条)が阻害されたかという問題となる。

この点、認識していた因果経過と実際の起った因果経過がともに同一構成要件の範囲内で一致すれば、殺人犯に直面していたといふ点の、故意は阻却されないと解する。

本件では、認識していた因果経過と実際の起った因果経過がともに殺人
という同一構成要件の範囲内で一致するため、故意は阻却される。

(4) したがって、第1行為は殺人罪が成立する。

又第2行為は対して過失致死罪が成立する。

(1) 甲は第1行為の及ぼす被害が重大なため、被害死亡したものと認識
しているが、脈を把握し得るなどの措置を怠り、この結果を招いた
ため甲は注意義務違反あり、過失が認められる。

(2) 第2行為はVの致死を招き、因果関係が認められる。

(3) したがって、第2行為は過失致死罪が成立する。

第2 窃盗罪(235条)について

1 甲はVの所有する財布と携帯電話機を抜き取ってポケットにしまって
いるため、他人の財物を窃取しており、窃盗罪の客観的構成要件
は成立する。
行為者との関係では、死者が生前占有していた占有は、その死亡直後においてもなお継続して保護するのが法の目的にならう。したがって、死者の生前の占有は死亡直後において行為者との関係で認められ、被害者が死亡したとの行為者の誤信は故意を阻却しない。

2 甲はVが死んだものと思っ^{たり}~~て~~、死者に^{あり}所有が認められるから、窃盗罪の故意が認められるの^{あり}問題となる。

この点、死者に^{あり}所有が認められるから、殺人犯人との関係において
は刑法的保護に値する、占有を侵害したと認められる
ことから、窃盗罪が成立するため、故意は阻却される。

甲はVを殺そうと思っ^{たり}ており、甲が財布と携帯電話機を

扱ったことによるため、窃盗罪に認められる。

3 (1) 使用窃盗と毀棄・隠匿罪との区別のために不法取得の意思が必要となり、不法取得の意思とは権利者排除の意思および利用処分意思といふ。

(2) 甲は財布の中から現金2万円を取り出して自分のズボンのポケットに入れておいたが、~~財布の入り口~~他人である甲が~~現金~~を取り出したことはVの許容範囲内である。権利者排除の意思が認められない。また、財布の中から現金2万円を取り出して自分のポケットに入れておき、お金を持ち歩くとしておいたため利用処分意思が認められる。

(3) 甲は携帯電話について持ち出したことにより、携帯電話は個人情報及びデータとして残っていることが他人に使用されることは許容範囲内であるため、権利者排除の意思が認められない。もっとも携帯電話は捨てておき、これは犯罪の犯行を遅らせるためであるが、犯罪の犯行を遅らせることは財物~~その~~である携帯電話から生じた利益ではないため利用処分意思は認められない。
甲は財布をVのポケットから取り出しただけで、自分のポケットには入れていないことから、「窃取」していません。

4 以上から、^{2万円}財布については窃盗罪が成立するが、携帯電話については成立しない。
不法領得の意思を欠く携帯電話機の占有移転行為については、器物損壊罪が成立する。(毀棄罪と区別するために利用処分意思があるということは、これを欠く占有移転行為につき器物損壊罪の成立をあっさり認めてもよいと考えられませんか?)

~~第3 建造物等以外放火罪(110条)については 第3 甲の罪状については
甲以外から甲には殺人罪、過失致死罪、窃盗罪が成立し、併合罪(45条前段)となる、~~

以上

第3 建造物等以外放火罪(110条)^{1項}(2)~2

1 甲は布団を火^燃やしており、^{2条以外の物} 2条以外の物^をに火^燃やして^る。
2 焚き台で火^を付け、火^が燃^え上^り、火^が全^て1^人に
ほどの高さになつてゐる。[放火] ~~お~~ ~~て~~ 火^が燃^え上^り物
を解^きて目的物^が燃^え上^りて燃^焼を継続する状態に^して^ること^を
意味する状態^と認められる。

3 (1) 放火罪の保護法益は不特定又は多数人の生命・身体・財産で
あり、^{公共の危険}「公共の危険」は108条、109条以外の建物のみに限らず、
不特定又は多数人の生命・身体、建物のみ以外の財産に対する危険
を含む。

^{3台駐車してあり、建物のみ以外の危険}
(2) ~~焚き~~ 火^を付けた近^くには車^が存在^してあり、火^が車^に達^して
^{外装をすすげさせ、ウインドウを變形させ、タイヤをパンクさせている}
外装^に変化^を及^ぼして^ること^を、^{公共の危険}「公共の危険」を^生じ^て
た^と認められる。

4 110条以外の「^{公共の危険}」という文^は「^{公共の危険}」に^限り^は不要である、
5 以上から、建物のみ以外の放火罪^が成立^す。

第4 甲の罪^は ^{同一機会に同一客体に対して行われたものとして、重い殺人罪に吸収されて包括一罪となり、}
甲^は ^{殺人罪}殺人罪、^{過失致死罪}過失致死罪、^{放火罪}放火罪、^{建物のみ以外の放火罪}建物のみ以外の放火罪^{110条}
とし、併合罪(45条所定)となる。

起案おつかれさまでした！
三段論法が意識されていて、読みやすい答案です。
内容も正確で、上位答案です。
短答が近づいてきましたが、体調第一で！

以上